

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成三十一年四月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積(㎡)
下永 清	広島市	広島市安佐北区白木町大字井原字大河原四一〇一番一	一、〇二八
農事組合法人ライスはただ	三原市	三原市久井町下津字荒神沖六五五番一	四、九四二
農事組合法人皆童丸	尾道市	尾道市御調町丸河南字下一徳一二番ほか六筆	五、七二二
農事組合法人志和地	三次市	三次市下志和地町九〇八番一ほか二八筆	六二、七一三
奥平 具視	三次市	三次市上川立町二二六〇番一ほか九筆	一一、四六四
長岡 慎也	三次市	三次市上志和地町一八四番ほか三筆	八、〇八一
藤谷 一彦	三次市	三次市上志和地町二七四番一ほか一一筆	二三、四九七
新丸 一夫	三次市	三次市上志和地町四三九番一ほか一筆	二、九五二
農事組合法人うが	三次市	三次市甲奴町字賀字宮ヶ谷九五八番一ほか二筆	六、〇二八
池田 徹	三次市	三次市上志和地町三八二番二ほか九筆	一四、〇五四
農事組合法人殿垣内	庄原市	庄原市殿垣内町字中組四八八番一ほか三筆	九、六九九
久保田 基樹	広島市	廿日市市玖島字上吉末七〇九番三ほか一筆	二、八九二
久保田 基樹	広島市	廿日市市玖島字上吉末七二九番一ほか一筆	三、〇四六
田邊 介三	安芸高田市	安芸高田市甲田町下甲立字枚谷三三〇番四	四、〇九四
有限会社時川プロダクト	安芸高田市	安芸高田市向原町戸島字万念喜一一八五番ほか四筆	六、七三七
川野 正嗣	安芸高田市	安芸高田市高宮町羽佐竹字原山一一八九七番二ほか七筆	一一、八二〇
枕農事組合法人	山県郡北広島町	山県郡北広島町溝口字中祖五二九番一	一、一六一

農事組合法人ふるさと重永	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字重永字鳥落二二一二番一ほか五筆	六、四三〇
井口 祐紀	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字小世良字今市五七番一	一、五二七
農事組合法人風舎	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字青山字カジャ九番一ほか六筆	一五、〇〇七
高藤 公臣	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字小谷字桜瀬二三番ほか一筆	一、七七四
有限会社こめ奉行	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字黒川字宮迫一〇七一番一ほか一六筆	二七、九一六
レインボーファーム神石高原株式会社	神石郡神石高原町	神石郡神石高原町油木字竹川内甲一二〇七番三ほか四筆	九、六一一

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成三十一年四月二十二日から平成三十一年五月六日まで